

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【公表番号】特表2013-545584(P2013-545584A)

【公表日】平成25年12月26日(2013.12.26)

【年通号数】公開・登録公報2013-069

【出願番号】特願2013-544705(P2013-544705)

【国際特許分類】

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L	27/00	G
A 6 1 L	27/00	J

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月10日(2014.12.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

脊椎固定術のための、生体適合性マトリックスと血小板由来増殖因子(PDGF)を含む溶液とを含む組成物であって、該溶液が該生体適合性マトリックスに組み込まれ、該生体適合性マトリックスが骨スキャフォールディング材料を含み、該骨スキャフォールディング材料が多孔性リン酸カルシウムまたは同種移植片を含み、該脊椎固定術が該生体適合性マトリックスおよび該溶液を所望の脊椎固定部位に投与することを含む組成物。

【請求項2】

前記骨スキャフォールディング材料が多孔性リン酸カルシウムを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記骨スキャフォールディング材料が リン酸三カルシウム、同種移植片、またはそれらの組み合わせを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記PDGFが、前記溶液中に0.01mg/mL～10.0mg/mLの濃度で存在する、請求項1から3のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項5】

前記PDGFが、前記溶液中に0.3mg/mLの濃度で存在する、請求項1から4のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項6】

前記PDGFが、PDGF AA、PDGF BB、PDGF AB、PDGF CC、PDGF DD、またはその混合物もしくは誘導体を含む、請求項1から5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項7】

前記PDGFがPDGF BBを含む、請求項1から6のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項8】

前記PDGF BBが、少なくとも65%の完全なPDGF BBを含む、請求項6または7に記載の組成物。

**【請求項 9】**

前記 P D G F B B が、組換えヒト ( r h ) P D G F B B である、請求項 6 から 8 のいずれか一項に記載の組成物。

**【請求項 10】**

前記骨スキャフォールディング材料が、5 0 ミクロン～5 0 0 0 ミクロンの範囲の大きさの粒子を含む、請求項 1 から 9 のいずれか一項に記載の組成物。

**【請求項 11】**

前記骨スキャフォールディング材料が、2 5 % を超える多孔率を有する、請求項 1 から 10 のいずれか一項に記載の組成物。

**【請求項 12】**

前記骨スキャフォールディング材料が、マクロ多孔性を有する及び／又は前記マトリックスへの細胞遊走を促す多孔性を有する、請求項 1 から 11 のいずれか一項に記載の組成物。

**【請求項 13】**

前記骨スキャフォールディング材料が相互に連結した細孔を含む、請求項 1 から 12 のいずれか一項に記載の組成物。

**【請求項 14】**

前記骨スキャフォールディング材料が再吸収可能である、請求項 1 から 13 のいずれか一項に記載の組成物。

**【請求項 15】**

少なくとも 80 % の前記骨スキャフォールディング材料が移植した 1 年以内に再吸収されるように、前記骨スキャフォールディング材料が再吸収可能 ( r e s o e r b a b l e ) である、請求項 1 から 14 のいずれか一項に記載の組成物。

**【請求項 16】**

前記骨スキャフォールディング材料が、前記骨スキャフォールディングの自重の少なくとも 2 5 % に等しい前記溶液の量を吸収することができる、請求項 1 から 15 のいずれか一項に記載の組成物。

**【請求項 17】**

前記生体適合性マトリックスが、生体適合性結合剤をさらに含む、請求項 1 から 16 のいずれか一項に記載の組成物。

**【請求項 18】**

前記生体適合性結合剤がコラーゲンを含む、請求項 17 に記載の組成物。

**【請求項 19】**

骨スキャフォールディング材料およびコラーゲンが、8 0 : 2 0 の比率で存在する、請求項 18 に記載の組成物。

**【請求項 20】**

前記脊椎固定術が椎体間固定術又は腰椎固定術である、請求項 1 から 19 のいずれか一項の組成物。